

観音寺市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務に
係る公募型プロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、観音寺市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務（以下「策定支援業務」という。）について、観音寺市契約規則（平成 17 年観音寺市規則第 52 号）に定めるもののほか、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において公募型プロポーザル方式とは、複数の提案者から策定支援業務に関する提案書の提出を求め、提出された提案書をもとにヒアリングを実施した上で、当該提案書の総合的な評価を行い、業務の実施に最適な受託候補者を選定する方法をいう。

(実施要項の作成)

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる事項を規定した実施要項を作成するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 事業担当部課
- (3) 参加者の資格要件
- (4) プロポーザル参加申込み手続等
- (5) 質問の受付及び回答
- (6) 提案書等の提出
- (7) 日程
- (8) 評価（審査）基準
- (9) ヒアリングの方法
- (10) 無効となる提案書
- (11) その他

(評価（審査）基準)

第 4 条 前条第 8 号に規定する評価（審査）基準については、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 審査項目ごとに点数化して評価し、評価順位を含む審査結果を表形式で書面に記録すること。
- (2) 審査項目ごとの配点は、当該業務の内容に応じて適切に定めること。

(参加者の公募)

第 5 条 市長は、次の各号に掲げる事項を市掲示場への掲示及び市のホームページへの掲載により公告し、公募型プロポーザル方式への参加を希望する者を公募するものとする。

- (1) 業務の名称、内容及び履行期間
- (2) 参加資格要件
- (3) 担当部課
- (4) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) その他市長が必要と認める事項

(評価委員会)

第6条 第3条に規定する実施要項の作成及び受託候補者の選定に関し調査審議するため、評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長には、健康福祉部長をもって充てる。
- 5 委員には、政策部長、総務部長、市民部長及び教育部長をもって充てる。
- 6 前項に掲げる者のほか、委員長が必要と認めるときは、委員長の指定する職員を委員に充てることができる。
- 7 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を総理するとともに会議の議長となる。
- 8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 9 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 10 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 11 委員長が必要と認めるときは、関係者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（審査方法）

第7条 委員会は、各提案者の提案書及びヒアリングに基づく提案の優劣について、協議してはならない。

- 2 委員は、提案書及びヒアリングの内容により、提案の優劣を判定しなければならない。
- 3 委員会は、委員の採点を集計し、各提案の合計点を算出するものとし、委員はその採点が合計点に適正に反映されていることを確認しなければならない。
- 4 委員会は、合計点を算出し、提案者の順位を決定するものとし、各委員の判定に基づく採点以外の事由により合計点の修正等を行ってはならない。
- 5 最高得点を取得した者が2人以上ある場合は、見積金額の最も低い提案者を上位とする。ただし、見積金額が同価である場合は、くじ引きとする。
- 6 提案者が1者の場合は、委員会において受託候補者としての可否を決定する。

（最優先受託候補者の特定）

第8条 市長は、委員会が順位第1位として決定した提案者を最優先受託候補者として特定するものとする。ただし、提案者のうち1者も審査での評価点の合計が全体得点の6割に達しない場合は、本プロポーザルを中止とし、その旨を全提案者へ通知する。

- 2 市長は、前項の規定により最優先受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に対し審査結果を結果通知書により通知するものとする。なお、審査結果についての異議申し立ては一切認めないものとする。
- 3 事業担当部課は、特定者に対して当該委託契約に係る交渉を行うものとする。
- 4 市長は、特定者が辞退その他の理由により契約ができない場合は、次点の非特定者を特定者とし、当該委託契約に係る交渉を行うものとする。
- 5 前2項の場合において、提案書に記載した業務責任者等の変更は、原則として認めないものとする。

（結果の公表）

第9条 市長は、公募型プロポーザル方式により契約を締結したときは、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を事業担当部課において公表するものとする。

- （1）業務名
- （2）履行期間

- (3) 契約締結日
- (4) 契約金額
- (5) 提案を採択し、受託者とした者の名称
- (6) 提案者総数
- (7) その他必要な事項

(守秘義務)

第 10 条 委員は、委員会の会議において知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、市又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

2 前項の規定は、委員会の会議に出席した委員以外の者についても同様とする。

(事務の処理)

第 11 条 この要領に基づく事務及び委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において行う。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。